

春日井リハビリテーション病院附属クリニック指定通所リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人陽和会が開設する春日井リハビリテーション病院附属クリニック(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 春日井リハビリテーション病院附属クリニック
- ② 所在地 春日井市神屋町 706 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上

理学療法士 1名以上(1・2単位目共に)

作業療法士 1名以上(1・2単位目共に)

介護職員 1名以上(1・2単位目共に)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月・火・水・木・金曜日を営業日とする。

なお、土曜日・日曜日・国民の祝日・振替休日はお休みとする。

ただし、国民の祝祭日・振替休日がある週は同じ週の土曜日を振替の営業日とする。

- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

- ③ サービス提供時間 1単位目:午前9時45分～午前11時15分まで
2単位目:午後1時30分～午後3時までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 15名
- ② 2単位目 15名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額に地域加算(6級地:1単位=10.33)をかけた金額が実際の負担金額になる。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ リハビリマネジメント(基本報酬に組み込まれる)
- ⑤ 運動器機能向上(基本報酬に組み込まれる)

2 その他の利用料

(1) おむつ代は、実費を徴収する。

(2) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市・小牧市・多治見市の区域とする(一部地域を除く)。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条

1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止対策)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施することとする。
- 4 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこととする。

(身体拘束等の適正化)

第12条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととする。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

1 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人陽和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

平成30年4月1日 改定 第4条 従業員の変更 第7条 利用料の変更

平成31年1月1日 改定 第5条 営業日の変更

令和 元年7月1日 改定 第4条 従業員の変更

令和 2年5月14日 改定 第4条 従業員の変更

令和 2年7月16日 改定 第4条 従業員の変更

令和 3年4月1日 改定 第7条 内容の変更

令和 4年6月1日 改定 従業員の変更 第7条 内容の変更

令和 6年3月31日 改定 第12条 追加 令和 6年4月1日から施行する。

令和 6年6月1日 改定 第4条 従業員の変更 第5条 第7条 第11条 第12条 内容変更

令和 7年4月1日 改定 第4条 従業員の変更

令和 8年6月1日 改定 第12条 身体拘束等の適正化 追加